

平成 30 年度「在宅療養支援強化研修」事業（実施要領）

1. 目的

介護支援専門員に対し、医療に関する研修（医療サービスを含めた適切なケアプランの作成、医師・看護師等の医療職との連携に欠かせない介護支援専門員が必要とする医療知識等）を実施し、医療的ケアを含めた生活全般を支えるケアマネジメントの充実を図り、利用者の自立支援に資することを目的とする。

また、研修受講修了者の在籍する事業所には「岡山市在宅療養支援強化研修修了事業所」として修了証を交付するとともに、医療的ケアを含めた生活全般を支えるケアマネジメントスキルを持った事業所として、市民や医療・介護事業所に周知を図り、その活用を促す。

2. 実施主体

本事業は岡山市の企画のもと岡山県介護支援専門員協会が実施する。

3. 受講対象者

- (1) 岡山市内の居宅介護支援事業所に従事する介護支援専門員であり、医療と介護の連携を図ることにより適切なケアマネジメントを担い、地域ケア体制の基盤充実に資することができる者。
- (2) 1事業所からの参加人数は1名までとし、継続参加が可能な特定の者とする。（市内全事業所からの申し込みがあった場合、受け入れを認める）

4. 研修内容

(1) 講義・演習形式の研修

(ア) 4つの分野（在宅医療、在宅看護、医療連携、ケアマネジメント）から構成された研修を実施する。各分野1回ずつ計4回を実施。すべての分野について1回以上の受講を必修とする。

*別紙研修プログラム*別紙2を参照のこと

(イ) 講話と主に事例検討を中心としたグループワークを行う。

(2) 訪問看護ステーション体験実習

(ア) 希望者にはオプション研修として訪問看護ステーション1日体験実習が可能（定員あり。申込が定員を超えた場合は抽選）。訪問看護ステーションの実情を勘案して人数を調整することとする。

(イ) 詳細は訪問看護の講義終了後に説明予定。

5. 受講の確認

- (1) 初回研修時に受講カードを配布。各回の研修開始前に受付にて受講カードを提示することで出席確認を行う。
- (2) 毎回研修終了時にアンケートの提出を義務付け、それをもって受講の確認とする。

6. 研修修了時の取扱い

本研修の修了要件を満たしたら、速やかに受講カードへ必要事項を記入の上提出すること。
（提出期限：平成 31 年 2 月 28 日）

7. 本研修の修了要件

下記の条件を満たし、かつ岡山市が適切と判断したもの（なお、要件は岡山市が毎年見直すこととする）。

- (1) 4つの分野について、すべて受講していること。

- (2) 事情により予定された日程の研修に参加できなくなった場合は、次の通りとする。
- (ア) やむを得ない事情により当日出席ができなくなった場合は、別の介護支援専門員が交替して受講することも可能とする。交替が単発の場合、交替者から伝達講習を受け、その内容をレポートにまとめて事務局へ提出することで修了要件を満たしたものとする。
- ＊レポートの様式^{*別紙 5}は岡山市ホームページ、岡山県介護支援専門員協会ホームページよりダウンロード可能
- (イ) 別の介護支援専門員への交替が複数回になる場合は、改めて申請書を提出し、上記(1)の要件を満たすこと。

8. 修了証書等の交付

岡山市は本研修修了者が在籍する居宅介護支援事業所に対し、「岡山市在宅療養支援強化研修修了事業所」として修了証書を交付する。交付は研修最終日の修了式にて行う。

9. 修了者在籍事業所名簿の取り扱い

修了者が在籍する居宅介護支援事業所の名簿を作成し、岡山市ホームページに掲載する。また、市内病院地域連携室、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション連絡協議会にも情報提供する。

10. 効果測定

事業効果の測定のため、研修終了 6 か月後、受講内容が受講生のケアプランに反映されたかどうかについてアンケートを行うこと。

11. 受講手続

(1) 申込書類

(ア) 平成 30 年度在宅療養支援強化研修受講申し込み書^{*別紙 3}

＊様式は岡山市ホームページ、岡山県介護支援専門員協会ホームページよりダウンロード可能

(イ) 介護支援専門員証（写し。A 4 サイズ。拡大コピー不要）

(2) 申し込み締め切り

平成 30 年 11 月 28 日（水）必着

(3) 受講申し込み書提出先及び提出方法

岡山県介護支援専門員協会へ郵送にて提出。

12. 注意事項

- (1) 受講の申込みにあたり虚偽の記載があった場合またはその他の不正があった場合には、研修修了要件を満たしていても無効とし、修了者扱いとしない。また、修了書交付後に不正が発覚した場合は、研修修了は無効となるため修了証書を返還すること。
- (2) 遅刻または早退により、1 科目につき 1/3（1 科目の 1/3 が 30 分を超える場合は 30 分）以上受講しなかったときは、欠席と同じ扱いとする。
- (3) 受講者が次のいずれかに該当し、注意をしてもなお改善されない場合、実施主体は岡山市と協議の上、当該受講者の受講を取り消し、修了を認めないことができる。
- (ア) 研修中の私語、居眠り、携帯電話の使用等、受講態度が悪く、学習意欲に著しく欠けると
き。
- (イ) 研修の規律を乱し、他の受講者の妨げとなるとき。
- (ウ) その他、研修修了者としてふさわしくないと認められるとき。

13. 受講に関する問い合わせ先

受託者 岡山県介護支援専門員協会（住所：〒703-8258 岡山市中区西川原 251-1 おかやま西川原
プラザ別館 TEL：086-953-4953）とする。

ただし、本研修の実施要領や修了要件に関することは、岡山市保健福祉局保健福祉部医療政策推
進課地域ケア総合推進センター（住所：〒700-0962 岡山市北区北長瀬表町三丁目 20 番 1 号 TEL:
086-242-3135）とする。